

酪農経営支援総合対策事業

(地域の生産体制強化事業のうち)

後継牛バンク推進対策の実施に当たっての 留意事項



一般社団法人家畜改良事業団

令和4年5月

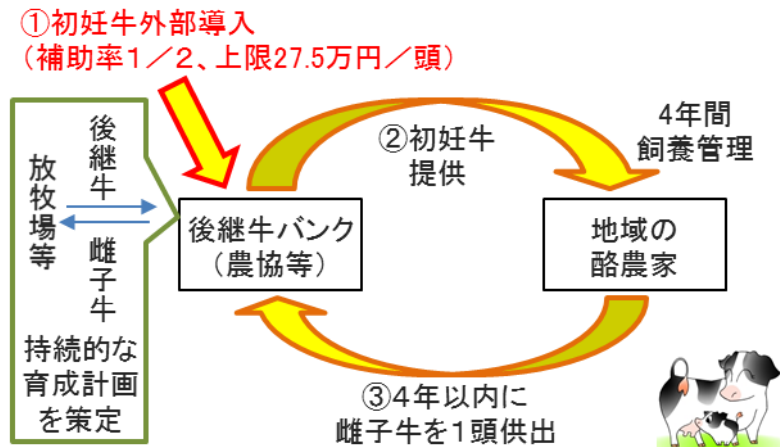
【令和4年度の変更：昨年度と変更はありません。】

- 1 酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク対策）
実施要領別紙様式第1号～第6号について、申請者の押印を不要としました。
（ただし、申請者の都合（組織の文書規程など）で、従来どおり押印した文書
で事務処理をしても、差し支えありません。）
- 2 補助金交付申請書提出時に、添付書類として牛トレサ同意書を提出して
いただくことにしました。事業実施後の年度途中に追加の酪農家があった場合は、
実績報告書提出時に提出してください。
（この牛トレサ同意書は、独立行政法人家畜改良センターが定める様式です。
申請者の押印は必要です。注意してください。）
- 3 昨年度まで、補助金交付申請をする前に、事業規模を見定めるために、事前
の「要望調査を実施していましたが、事務の省力化などの観点から、本年度は
実施しません。

1 はじめに

地域の生産体制強化事業（後継牛バンク推進対策）は、生産基盤が脆弱な地域
において持続的な生乳生産体制を確保するため、地域で後継牛を持続的に生産
する取組（後継牛バンク）を推進する取組に対して支援する事業です。

本事業は、農家に対して初妊牛を外部から導入することを目的とするのでは
なく、農協等の生産者集団等が、都道府県の適切な関与の下で、主体的に持続的
な後継牛の生産・育成の体制を作っていたことを目指しており、その分責任
も重くなっていますので御注意ください。



2 事業の内容

後継牛バンクは、地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の計画を策定し、その計画に基づき、酪農家へ初妊牛を提供するとともに、酪農家から乳用種雌子牛の供出を受け、供出された乳用種雌子牛を初妊牛として育成する取組です。

生産者集団等が、計画に基づき後継牛バンクを推進するために、その元本となる乳用種初妊牛を導入するのに要する経費について補助します。

3 事業の要件

(1) 事業実施規程の作成

生産者集団等は以下の事項のすべてを内容とする事業実施規程を作成する必要があります。特に、「⑤その他必要な事項」の1つとして、生産者集団等に経理的・実務的な基礎があることが求められますので御注意ください（本事業は文字どおりバンクへの支援と考えており、要件違反等により補助金の返還となった場合は、生産者集団等から返還していただきます。このため、生産者集団等に予め一定の資力と責任を求めることとしています。）。

- ①事業の目的及び内容
- ②乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の要件及び義務
- ③乳用種初妊牛の飼養管理期間
- ④乳用種雌子牛の供出の条件
- ⑤その他必要な事項

(2) 乳用種初妊牛

乳用種初妊牛は、以下の要件等を満たす牛とします。

- ①導入時点で、28か月齢未満であること。
- ②生産者集団等が所在する都道府県の域外から導入すること。
- ③導入した乳用種初妊牛は酪農家に48か月以上飼養管理させること。
- ④最低48か月間は、乳用種初妊牛は生産者集団等の所有とすること。
- ⑤乳用種初妊牛から生産される乳用種雌子牛のうちの1頭を生産者集団等に供出させること。

(3) 後継牛バンク推進計画の作成

生産者集団等は後継牛バンクを推進し、地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の後継牛バンク推進計画を作成し、それぞれの生産者集団等の所在地の都道府県知事に協議する必要があります。

都道府県知事は、単に事業を回すだけでなく、県内の持続的な後継牛確保を図る観点から、①生産者集団等が実態のある実務的な組織か、②供出された雌子牛が初妊牛になるまで、持続的な飼養管理ができるよう、資金・飼料資源・労働力等が無理なく確保され得るか、に特に留意して協議してください。

4 事業のスケジュール

一昨年度まで、(1)の交付申請をする前に、本事業の事業規模を見定めるため、事前の要望調査を実施していましたが、事務の省力化等観点から、今年度も実施しません。

(1) 交付申請

本事業への参加を希望する生産者集団等は後継牛バンク推進計画を策定し、都道府県知事に協議のうえ、事業実施主体が別に定める期限までに、以下の書類を添付の上、交付申請書を提出してください。

① 提出期限：別途通知します。

② 添付書類：ア 定款

イ 最近時点の業務報告書及び業務計画書

ウ 事業実施規程

エ 後継牛バンク推進計画

オ 都道府県知事と協議をしたことを証する書類の写し

カ 牛トレサ同意書（貸付先酪農家、計画記載の乳用種雌子牛飼養場所（預託先）等）・・・この同意書は申請時に提出してください。

(2) 事業の変更の承認申請

生産者集団等が、以下の変更をしようとする場合は、補助金交付変更承認申請書を提出してください。

変更内容：ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(3) 補助金の概算払

生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、補助金概算払請求書を事業実施主体に提出してください。

なお、間接補助事業のため、年度内に1回以上の概算払を受けてください。

(4) 事業の実績報告

生産者集団等は事業の実績をとりまとめ、②の書類を添付の上、実績報告書を提出してください。また、③の書類を整備し、令和4年4月1日から起算して5年間保管してください。

① 提出期限：令和5年4月13日（木） 原本必着

- ②添付書類：ア 乳用種初妊牛の管理台帳の写し
イ 購入伝票等の写し（個体識別番号が確認できるもの）
ウ 妊娠鑑定書の写し
エ 血統登録書の写し（所有者は生産者集団等とすること）
- ③整備する書類：ア 酪農家の環境と調和の取れた農業生産活動規範点検シート
の写し
イ 酪農家に農業共済の加入を促した記録

（５）運営状況の報告

生産者集団等は乳用種初妊牛を導入した年度の翌年度から起算して４年間、②の書類を添付の上、運営状況報告書を提出してください。

①提出期限：令和５年５月３１日 原本必着

- ②添付書類：ア 乳用種初妊牛の管理台帳の写し
イ 供出された子牛の血統登録書の写し（所有者は生産者集団等とすること）

５ 事業実施に当たっての留意事項

- ①本事業においては、事業実施規程の制定、後継牛バンク推進計画の作成及び都道府県知事の協議が完了した以降の乳用種初妊牛の導入が補助の対象となります。なお、交付決定前に導入する乳用種初妊牛を補助の対象とする場合、事業実施主体に事前着手届の提出が必要です。
- ②供出された子牛は、公共牧場等を利用するなど、地域ぐるみで効率的に育てられることが求められます。採択に当たっては、その体制が整っているかを重点的に審査します。
- ③補助対象とする経費は、乳用種初妊牛の購入費及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、輸送料、輸送中の飼料費、輸送保険料等）とします。それぞれの経費（税抜額）の合計に $1/2$ を乗じた額と上限額（２７５千円）のいずれか低い額が補助額となります。なお、交付申請書の事業費の欄には税込額を記載することになりますので、留意してください。
- ④ア乳用種初妊牛を酪農家に提供するに当たっての契約種別（貸付、預託、飼養管理委託等）の制限はありません。ただし、最低４年間は生産者集団等が所有し続ける必要があります。酪農家への譲渡は、導入から４年間を経過した後に行ってください。

イ実績報告書に添付する所有権の移転が完了していることを確認する書類は、「売買契約等により所有権の取得が判別できる売買伝票等（当該補助対象牛の個体識別番号が判別できるもの）」又は「血統登録証明書」としました。乳用種初妊牛の血統登録書の写し及び運営状況報告書に添付する供出された乳用種雌子牛の血統登録書等では、生産者集団等が所有者となっていることを確認します。所有者の名義を変更する手続きを行ったうえで、写しを提出してください。

- ⑤ア本事業で導入した乳用種初妊牛の財産処分制限期間は導入から4年間です。乳用種初妊牛の疾病、死亡等を含め、財産処分制限期間の末まで飼養できなくなった場合、(独)農畜産業振興機構が定めるルール「畜産業振興事業の実施について」の15の(5)に基づき、当該乳用種初妊牛に係る補助金相当額を(独)農畜産業振興機構へ返還しなければなりません。原則、処分前に財産処分承認申請書を提出してください。なお、生産者集団等の責任において当該乳用種初妊牛と同等の牛を確保し、補助条件を承継する場合、財産処分承認申請書の提出は必要ですが、(独)農畜産業振興機構への補助金相当額の返還は不要となります。

イ乳用種初妊牛の死亡や緊急と畜等により、やむを得ず事前に財産処分承認申請書を提出し、機構理事長の承認を得ることができない場合、事後速やかに提出してください。その際は、財産処分承認申請書の記3の「処分予定年月日」は「処分年月日」と書き換え、死亡日等を記載してください。

財産処分承認申請書は家畜改良事業団を通じて農畜産業振興機構へ提出します。後掲の記載例2を参照。

記載例 1 後継牛バンク推進計画

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
後継牛バンク推進計画（記載例）

1 生産者集団等名：〇〇県酪農業協同組合

2 後継牛の生産計画

- (1) 〇〇年度乳用種初妊牛導入頭数 : 20頭
 (2) 〇〇年度乳用種初妊牛調達先 : 〇〇家畜市場
 (3) 〇〇年度乳用種初妊牛導入時期 : 10月～12月
 (4) 乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画

	1年目	2年目	3年目	4年目
〇〇年度乳用種初妊牛飼養計画	A牧場(10頭) B牧場(3頭) C牧場(3頭) D牧場(3頭) E牧場(1頭)	同左	同左	同左
乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画	乳用雌子牛 15頭 和子牛 5頭 乳用種雌子牛 供出予定 10頭	乳用雌子牛 8頭 和子牛 4頭 F1子牛 4頭 乳用種雌子牛 供出予定 5頭	乳用雌子牛 8頭 和子牛 4頭 F1子牛 4頭 乳用種雌子牛 供出予定 3頭	乳用雌子牛 8頭 和子牛 4頭 F1子牛 4頭 乳用種雌子牛 供出予定 2頭

3 供出された乳用種雌子牛の育成計画

(1) 月齢ごとの飼養計画

月齢	生後数日	1～3か月齢	4～8か月齢	9～20か月齢
飼養場所	酪農家	〇〇哺育牧場	〇〇育成牧場	〇〇公共牧場
給餌計画	・初乳、代用乳	・代用乳 ・人工乳	・哺育牛用配合飼料 ・乾牧草（購入） ・サイレージ（自給）	・放牧 （冬場のみ牧場内採草地の乾牧草又はサイレージ）

(2) 飼養場所の詳細

飼養地名	〇〇哺育牧場	〇〇育成牧場	〇〇公共牧場
収容可能頭数	50頭	50頭	100頭
機械施設等	哺育舎(50頭) 哺乳ロボット	育成舎(50頭)	牛舎(フリーバーン)
従業員数	2名	2名	3名
飼料面積	—	採草地:〇ha	放牧地:〇〇ha 採草地:〇〇ha デントコーン:〇ha

(注)公共牧場等で飼養する場合、牧場ごとに記載すること。

参考様式（これは、参考例です。この事業用に定めた乳用種初妊牛管理台帳は別途、参加生産者集団にお示しします。）

乳用種初妊牛管理台帳

生産者集団等名：

番号	個体識別番号	生年月日	購入年月日	導入金額							飼養管理農家 (管理者コード番号)	飼養管理開始日	飼養管理終了日	子牛供出日	供出子牛個体識別番号	備考
				購入価格	手数料	その他	消費税	合計	うち補助金	うち自己負担						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

注1：飼養管理農家の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に係る管理者のコード番号を記載すること。

注2：財産処分承認申請を行った場合は、備考欄に処分等の年月日と理由（代替牛を導入した場合は代替牛の個体識別番号）を記載すること。

注3：乳用種初妊牛を酪農家に提供するに当たっての契約種別が複数ある場合、備考欄に当該牛の契約にかかる種別を記載すること。

参考

後継牛バンク推進対策事業実施規程（例）

〇〇第〇〇〇〇号

令和 年 月 日

（目的）

第1条 この事業は、酪農経営支援総合対策事業を活用し、後継牛バンクの構築及び推進により、地域内で後継牛を持続的に生産し、酪農生産基盤の維持及び強化を進め、生乳生産体制を確保することを目的とする。

（内容）

第2条 この規程において「後継牛バンク」とは、〇〇県酪農農業協同組合（以下「〇〇県酪」という。）が後継牛バンク推進計画を策定し、その計画に基づき、酪農家へ乳用種初妊牛を貸し付けて飼養管理させるとともに、その乳用種初妊牛から生まれた雌子牛を〇〇県酪に供出させ、供出された雌子牛を初妊牛として育成する取組をいう。

（貸付対象者の要件）

第3条 乳用種初妊牛の貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- （1）〇〇県酪管内において酪農経営を営んでいること。
- （2）貸付期間中酪農経営を継続すると見込まれること。
- （3）「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うこと、又はGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践すること。
- （4）農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済に加入していること。

（貸付期間）

第4条 乳用種初妊牛の貸付期間は、〇〇県酪が貸付対象者に貸し付けた日から起算して48か月とする。ただし、第6条第2項の規定による貸付けは、前貸付対象者の残存期間とする。

（貸付対象者の義務）

第5条 貸付対象者は、貸付期間中の乳用種初妊牛について、善良な管理者の注意をもって飼養管理に当たらなければならない。

- 2 貸付対象者は、〇〇県酪の承認なく、貸付けを受けた乳用種初妊牛を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 貸付対象者は、次の事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を〇〇県酪に報告し、その指示を受けなければならない。
 - （1）貸付けを受けた乳用種初妊牛に盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事

故等にあったとき。

(2) 疾病等の理由により、貸付対象者が貸付けを受けた乳用種初妊牛の飼養管理を継続することが不可能となったとき。

(乳用種初妊牛の管理)

第6条 ○○県酪は乳用種初妊牛の管理台帳を整備し、貸付期間中、貸付対象者の飼養状況を把握するものとする。

2 ○○県酪は第5条第3項第2号の報告を受けた場合、貸し付けた乳用種初妊牛を返還させ、これに代わる新たな貸付対象者を選定し、貸し付けるものとする。

(費用の負担と果実の帰属)

第7条 貸付対象者は貸付けを受けた乳用種初妊牛の飼養管理に要する経費を負担するものとする。その果実は貸付対象者に帰属するものとする。

(乳用種雌子牛の供出)

第8条 貸付対象者は、貸付けを受けた乳用種初妊牛から生まれた雌子牛のうちの1頭を○か月齢で○○県酪に供出するものとする。ただし、やむを得ない事情により貸付けを受けた乳用種初妊牛から生産される雌子牛のうちの1頭を供出できない場合は、貸付対象者の所有する牛群から、同程度の月齢の雌子牛を供出するものとする。

2 ○○県酪は、供出される雌子牛を00,000円で貸付対象者から購入するものとする。

(供出された乳用種雌子牛の育成)

第9条 ○○県酪は第8条により供出された乳用種雌子牛を別に策定する後継牛バンク推進計画に基づき、新たに貸付対象者へ貸付ける乳用種初妊牛として育成するものとする。

(違約金)

第10条 前条までの規定に違背があり、酪農経営支援総合対策事業に係る補助金の返還を要する場合は、○○県酪がこれを支払うものとする。その場合、○○県酪は、違背のあった貸付対象者から、補助金返還額に事務等の実費を加算した額の違約金を請求できるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、○○県酪が別に定めるものとする。